

令和5年10月13日
京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室

3 施設一体化施設（仮称）竣工式の企画・運營業務委託事業者募集要項

本市では、京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センター（以下「3施設」という。）の一体化施設の建築工事に取り組んでおり、令和5年10月に竣工しました。

この度3施設一体化施設（仮称）の完成を祝うとともに、新施設を披露することを目的として竣工式を開催することとしています。

については、竣工式の企画・運営を行う事業者について、下記のとおり、プロポーザル方式により募集します。

記

1 募集期間

令和5年10月13日（金）から同年10月27日（金）まで

2 業務の内容

本業務の基本的な内容は、別紙1「3施設一体化施設（仮称）竣工式の企画・運營業務 仕様書」に示すとおりとし、受託者が提出した提案書に基づき、本市との協議のうえ、業務を実施してください。

3 委託料上限額

2, 200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募資格

- (1) 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であり、競争入札参加停止の措置を受けていない者
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと（無罪となった場合を除く。）
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付

- 命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者でないこと
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者でないこと
 - (6) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと
 - (7) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者でないこと
 - (8) 役員又は主な使用人が京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

5 質疑受付及び会場確認

(1) 質疑受付

質問書（様式1）に記入のうえ、電子メールにより「10 問合せ及び提出先」へ提出してください。質問書の受理後に、受理確認のメールを返信します。

受け付けた質問は、本市ホームページに回答を掲載します。

なお、月曜日～金曜日（祝日除く）の午前9時から午後5時まで以外は、受理確認ができません。

(2) 会場確認

企画提案に当たり、会場確認が必要な場合は「10 問合せ及び提出先」に記載の連絡先まで、10月18日（水）までに電話により御連絡ください。電話連絡後、本市において会場確認の日程調整を行います。

6 参加申込及び提出書類

(1) 参加申込方法

募集期間内に、参加申込書（様式2）を持参又は郵送により、「10 問合せ及び提出先」へ提出してください。

(2) 提案書類

下記書類をA4フラットファイルにとじ、各7部（原本1部、写し6部）を持参又は郵送により、「10 問合せ及び提出先」へ提出してください。

なお、募集期間を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けられません。

また、本市が認めた場合を除き、提出された提出書類を変更することはできません。

ア 企画提案書（様式3、任意様式）

様式3を表紙とし、別紙2「評価表」に記載する内容について、任意の様式で作成してください。

イ 業務実績表（様式4）

過去5年間に於いて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、最大5件まで記載してください。

(3) その他提出書類

ア 見積書

委託仕様書及び企画提案書等の内容に基づき、本業務に係る一切の費用を含む見積書を提出してください。(宛先は、京都市長とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とすること。)併せて、見積額の内訳が明確にわかるように明細を添付してください。

イ 秘密保持に関する誓約書(様式5)

7 事業者選定

(1) 選定方法

応募者の提案について、以下の評価基準に基づき審査委員が会議による審査を行い、運営事業者及び次点者を選定します。運営事業者を選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合や整備運営等に係る詳細協議の結果、本市と合意に至らなかった場合又は自ら辞退した場合等については、次点者を運営事業者として選定し、条件の詳細協議を行います。

また、応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行います。

なお、合計点が60点を下回る場合は、受託候補者として選定しません。

(2) 評価基準

別紙2「評価表」参照

(3) ヒアリング審査

応募事業者に提出書類の説明を求める場合があります。その場合、審査委員による面接を行います。ヒアリング審査を行う場合には、別途、各事業者に通知します。

(4) 審査委員

審査委員については以下の5名とします。

保健福祉局障害保健福祉推進室三施設一体化整備担当部長

保健福祉局障害保健福祉推進室施設福祉課長

保健福祉局地域リハビリテーション推進センター企画課長

保健福祉局こころの健康増進センター次長

子ども若者はぐくみ局児童福祉センター総務課長

(5) 選定結果内示の通知

選定結果については、参加者全員に郵送により通知するとともに、各応募事業者の名称及び評価結果をホームページに公表します。審査結果についての異議申立は受け付けません。

(6) 審査後の手続

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、契約内容の詳細及び金額について本市と協議し、合意に達した場合に契約を行います。

なお、次の場合には、運営事業者としての決定を取り消しますので注意してください。

- ア 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可申請の手續に応じない場合
- イ 運営事業者が、資金状況の変化等により事業を実施ができない状態と本市が判断した場合
- ウ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

8 スケジュール

今後の予定は以下のとおりとします。

ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

内 容	日 程
公募開始	令和5年10月13日（金）
質問受付締切	10月20日（金）※1
質問回答	～10月24日（火）
会場確認	～10月20日（金）
参加申込み及び提案書類提出締切	10月27日（金）※1
審査（書類及びヒアリング※2）	10月下旬
審査結果通知及び運営事業者の決定	11月上旬（予定）

※1 受付は、月曜日～金曜日（祝日除く）の午前9時から午後5時まで。

※2 ヒアリング審査を行う場合、詳細は別途通知します。

9 応募に関する留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とします。
- (2) 公募手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された全ての書類等は返却できません。
- (4) 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある場合のみとし、本市の承諾を得た場合のほかは認めません。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、個人情報・法人の営業に関する事項等を除き、原則公開となります。

10 問合せ及び提出先

保健福祉局障害保健福祉推進室（小西、板谷）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎 4 階

TEL：075-222-4161

メール：syogai@city.kyoto.lg.jp